

軽度者への福祉用具の例外給付について

2019.07

1 軽度者への福祉用具の例外給付について

要支援1・要支援2及び要介護1と認定された者（以下「軽度者」という。）に係る福祉用具貸与費についてはその状態像から見て使用が想定しにくい一部の福祉用具（以下「対象外種目」）は原則として算定することができません。

また、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）については、要支援1・要支援2及び要介護1、要介護2及び要介護3と認定された者に対しても原則的に算定できません。

したがって利用者の身体状況等から対象外種目の貸与が必要な者への例外給付は、あくまで例外的措置であるという原則をもとに、適切な手順により利用者の状態および当該福祉用具貸与の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントに基づき給付を行う必要があります。

対象外種目
・ 車いす及び車いす付属品
・ 特殊寝台及び特殊寝台付属品
・ 床ずれ防止用具及び体位変換器
・ 認知症老人徘徊感知機器
・ 移動用リフト（つり具部分を除く。）
・ 自動排泄処理装置（要介護3以下は原則貸与不可）

2 対象外種目を位置づける方法について

軽度者に該当する者に対しても、利用者の状態像から上記対象外種目の貸与が必要と判断できる場合には、福祉用具貸与費の算定が可能となります。福祉用具貸与費の算定が可能となる利用者の状態像については、表1を参照してください。



表1

対象外種目	状態像	認定調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 ① 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」
	②日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※(注)参照
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 ① 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」
	② 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及 び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感 知機器	次のいずれにも該当する者 ① 意思の伝達、介護者への反応、記憶・ 理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は基本調査3-2～基本調査3-7のいずれか 「できない」 又は基本調査3-8～基本調査4-15のいずれか 「ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状があ る旨が記載されている場合も含む。
	② 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト(つ り具の部分を除 く。)	次のいずれかに該当する者 ① 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 「3. できない」
	② 移乗が一部介助又は全介助を必要と する者	基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	③ 生活環境において段差の解消が必要と 認められる者	※(注)参照
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 ① 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」
	② 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4. 全介助」

※(注)アの②及びオの③については、該当する認定調査項目がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャー又は地域包括支援センター担当職員(以下「ケアマネジャー等」という。)が判断します。
例えば車いすの貸与について「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」とケアマネジャー等が判断した場合は、市町村への確認依頼を行う必要はありません。

3 対象外種目を位置づける方法について

表1の対象とならない者についても、次の3つの要件を満たす事で、例外的に福祉用具貸与費の算定が可能となります。

- ① ケアマネジャー等が医師の医学的な所見に基づき表2のi)からiii)までのいずれに該当すると判断していること。なお、医師の医学的な所見については、主治医意見書又は医師の診断書による確認のほか、介護支援専門員等が聴取した医師の医学的所見をケアプラン（介護予防含む）に記載する方法をとっても差し支えありません。

表2

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表1の状態像に該当する者 例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象
ii) 疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに表1の状態像に該当するに至ることが確実に認められる者 例：がん末期の急速な状態悪化
iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表1の状態像に該当すると判断できる者 例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避



- ② ケアマネジャー等がサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であると判断していること。



- ③ 上記①②について、市町村に書面等確実な方法により確認を受けること



- 1 軽度者に係る福祉用具貸与に係る確認依頼書
 - 2 サービス担当者会議等の記録
 - 3 主治医の意見書、診断書又は医師の医学的所見を記載した書類
- ※ただし、2の記録において医師の医学的所見による判断が明記されている場合は3の添付を省略することができます

区役所高齢・障害課介護給付担当による確認を行い、適正であると判断された場合には、確認日（書類提出日）以降、介護報酬の算定が可能となります。

後日確認を行った旨を文書にてお送りします。

4 利用者の身体状況の変化等による再度の市町村確認について

対象外種目の貸与を受けている場合、以下のいずれかの変更があった場合には、再度市町村による確認を受けてください。

1. 医学的見地に基づくケアマネジャー等が判断した表2の i) から iii) に変更が生じたとき
2. 貸与する福祉用具の追加・変更が生じたとき。ただし、同一品目における変更等軽易なものについてであり、かつ、当該変更等が被保険者の身体状況や介護状況の変化に起因するものではない場合は不要とします。
3. 当該被保険者が更新認定・区分変更認定を受けたとき。

軽度者に対する福祉用具貸与 算定フローチャート

貸与する用具に以下の対象外種目が含まれている。

- ア 車いす及び車いす付属品
- イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品
- ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器
- エ 認知症老人徘徊感知機器
- オ 移動用リフト（つり具部分を除く。）
- カ 自動排泄処理装置

はい

表1を参照

認定調査の結果等から、対象外種目を位置づけられる状態像であることが確認できる。

はい

適切なケアマネジメントの上、福祉用具貸与を計画に位置づけてください。なお、介護保険の給付対象となる福祉用具貸与の取扱いについては老企第34号等でご確認ください。

いいえ

表2を参照

所定の要件を満たすことにより算定可能です。この場合、「軽度者に対する福祉用具貸与に係る確認依頼書」の提出が必要になります。

所定の要件等を満たす場合

【例外給付における確認依頼書の提出時期について】

Q1 要介護認定が無くても、確認依頼書の提出は可能か？

A1 認定申請日以降に作成する暫定ケアプランに、福祉用具貸与を位置付けるに当たり、要介護認定者と同様に、主治医の医学的所見及びサービス担当者会議等で、当該福祉用具の必要性が判断される場合は、確認依頼書の提出は可能です。

Q2 認定更新・認定区分変更の申請時に、確認依頼書の提出は可能か？

A2 A1と同様

※ 共通注意事項

- ① この手続きは、介護認定が確定する前に行われます。
そのため、非該当認定の場合や、認定確定前の資格喪失等の場合には、認定申請時に遡及して保険給付を受けることはできません（自費）ので、その旨を、利用者・家族に十分に説明してください。
- ② 「医師の医学的所見」については、認定申請時に手続きを行った場合、主治医意見書による確認ができません。
そのため、担当の介護支援専門員・担当職員（介護予防福祉用具貸与の場合）が聴取した居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に記載する医師の所見による確認する方法でも差し支えありません。
ただし、その場合にあっても、従来と同様、単に「電動ベッドが必要」という内容の聴取ではなく、i)～iii)までのいずれかに該当する旨を、医学的所見として主治の医師から聴取してください。
- ③ 「サービス担当者会議等」については、主治の医師から得た情報の他に、軽度者の状態像について助言が可能な、福祉用具専門相談員の参加（指定（介護予防）福祉用具貸与事業所）が必要です。
特に、平成25年4月から、指定（介護予防）福祉用具貸与事業所は、（介護予防）福祉用具貸与計画の作成・交付等が義務付けられましたので、連携を密に図ってください。